

四日市市告示第605号

四日市市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用補助金交付要綱(令和4年四日市市告示第442号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用補助金交付の対象者)</p> <p>第2条 本市は、次の各号の全てに該当する者(費用補助金交付と同種のものであると本市が認める措置による費用の補助を本市以外の市区町村から受けた者を除く。)に対して費用補助金交付を行う。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 費用補助金交付を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種(予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第3条の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。)を受けていないこと。</p>	<p>(費用補助金交付の対象者)</p> <p>第2条 本市は、次の各号の全てに該当する者(費用補助金交付と同種のものであると本市が認める措置による費用の補助を本市以外の市区町村から受けた者を除く。)に対して費用補助金交付を行う。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 費用補助金交付を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種(予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。)を受けていないこと。</p>

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)